

住み慣れた幸手で安心して暮らし続けるために —地域密着型サービス事業者を公募します—

地域密着型サービスは、介護が必要になった人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を続けられるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される介護保険のサービスです。規模の小さい事業所がサービスを提供するため、利用者のニーズにきめ細かく応えることができるものです。利用者は原則として、幸手市にお住まいの人に限られます。

市ではすでに15か所の地域密着型サービス事業所が整備されていますが、サービスの基盤整備をさらに推進するため、令和8年3月までに市内で事業を開始する事業者を公募します。

公募事業所

①看護小規模多機能型居宅介護 1か所

退院後の在宅生活への移行支援、家族に対するレスパイトケア(休息のための支援)など、利用者や介護する家族のニーズに応じて、医療行為も含めた「通い」、「泊まり」、「訪問看護・介護」のサービスを行います。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所

利用者が可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、介護と医療が連携しながら定期的な巡回や緊急時の通報への対応など、利用者の心身の状況に応じたサービスを行います。

応募受付期間

9月17日(火)から10月4日(金)まで
※個別相談・質問も随時受け付けています。

応募方法

予約の上、介護福祉課に書類を持参

選考方法

書類審査
※必要に応じてヒアリングを実施します。

公募要項・応募書類の配布

介護福祉課窓口または市ホームページからダウンロード

開設に向けた支援

選定された事業者に対し県の補助を活用した「幸手市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を交付します。県および市の審査や予算により、交付が決定します。



◀応募資格などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444

コミュニティセンター後期講座

10月からの後期講座です。9月6日(金)からコミュニティセンターで受付します。

講座名	曜日・回数	時間	費用
スマホ初心者教室 スマホを買ったらすぐやる設定から始めよう！ 基本操作を覚えて楽しく便利なスマホを活用しよう！	毎週金曜日 (全24回) ※3月21日を除く。	午前10時～正午	1,000円/回
スマホ活用 火曜教室・金曜教室 スマホに必要なID、パスワードって何？ スマホのことを理解して便利なアプリを活用しよう！	毎週火曜日(全25回)	午後1時～3時	1,000円/回
	毎週金曜日(全24回) ※3月21日を除く。		
月曜夜ヨガ教室 夜のヨガ教室へようこそ！ 一緒にリラックスしましょう！	毎週月曜日 (全24回) ※3月31日を除く。	午後7時30分～9時	2,000円/月

※全講座、年末年始(12月29日～1月3日)は休講です。

問合せ コミュニティセンター ☎(43)9390

令和5年度幸手市のごみ量

…「混ぜればごみ 分ければ資源」…

ごみ減量化および資源リサイクルは、市民のみなさんのご協力なしではできません。「未来のためにできること」を考え、「混ぜればごみ 分ければ資源」を合言葉に、みなさんのご協力をお願いします。



家庭からでたごみ

単位(t)

ごみの種類	令和5年度	令和4年度
燃やせるごみ	7,897	8,150
燃やせないごみ	559	606
粗大ごみ	603	665
資源ごみ	2,774	2,935
排出量	11,833	12,356



事業所からでたごみ

単位(t)

ごみの種類	令和5年度	令和4年度
燃やせるごみ	1,982	2,035
燃やせないごみ	3	2
粗大ごみ	28	33
資源ごみ	17	18
排出量	2,030	2,088

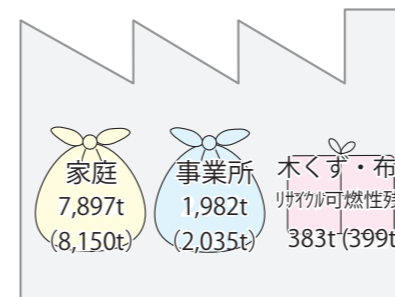


市全体のごみ排出量 **13,863t**
(令和4年度は 14,444 t)

どうやって処理するの? ※()前年度

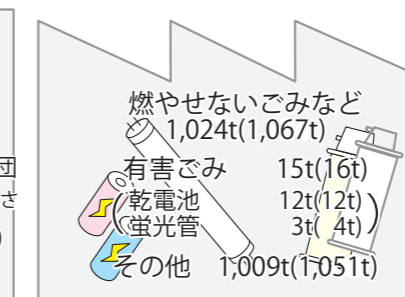
燃やせるごみ

杉戸町環境センターで焼却処理します。



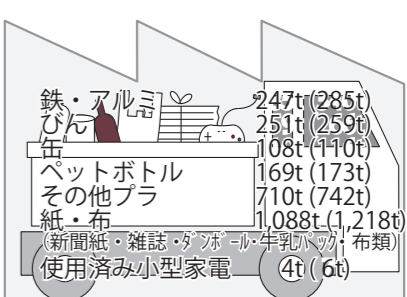
燃やせないごみなど

破碎、埋立処分および処理委託をしています。



資源物・有価物

処理先へ売却します。



野外焼却(野焼き)の禁止

野外における廃棄物の焼却は、ダイオキシン類の発生の原因となるほか、煙、悪臭、飛灰などにより生活環境を悪化させることとなります。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反行為になりますのでやめましょう。違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人に対しては3億円以下の罰金)またはその両方が科せられる場合があります。

例外的に認められているもの

- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- 埼玉県生活環境保全条例の処理基準に適合した焼却炉での焼却
- 落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却



※やむを得ず焼却を行う場合は、時間帯や風向きなどに十分注意を払い、周辺環境に配慮してください。
※煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、認められないことがあります。

問合せ 環境課 ☎(48)0331